

◎新潟県告示第1265号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の占用を制限する区域

次の表に掲げる道路の区域(道路法第18条第1項の規定による道路の区域の変更により令和6年11月30日以降に道路の区域となった箇所を含む。)

道路の種類及び路線名	区 域
一般国道117号	中魚沼郡津南町大字上郷大井平(一般国道117号との交点)から同郡同町大字芦ヶ崎(一般国道117号との交点)まで
一般国道253号	南魚沼市野田(県道欠ノ上五日町線との交点)から同市余川(一般国道17号との交点)まで
一般国道289号	燕市小高(市道中央通小高線との交点)から同市小高(市道中央通佐渡線との交点)まで
一般国道289号	三条市笠堀(県道仙見守門公園線との交点)から同市塩野淵(大江道路事業起点)まで
一般国道289号	三条市塩野淵(大江道路事業起点)から同市葎谷(福島県境)まで
一般国道350号	佐渡市新穂皆川(県道多田皆川金井線との交点)から同市千種(県道金井畑野線との交点)まで
一般国道402号	長岡市寺泊大町(一般国道402号との交点)から同市寺泊白岩(一般国道402号との交点)まで
一般国道403号	加茂市大字下条(市道下条矢立境線との交点)から三条市柳川新田(県道塚野目代官島線との交点)まで
一般国道404号	長岡市要町1丁目(県道長岡中之島見附線との交点)から同市西宮内1丁目(県道山田中潟線との交点)まで
一般国道404号	長岡市塚野山(一般国道404号との交点)から同市千谷沢(一般国道404号との交点)まで
一般国道459号	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬(県道角島鹿瀬線との交点)から同郡同町日出谷(旧日出谷小学校入口)まで
県道新潟小須戸三条線	三条市上須頃(三条MIZBEステーション)から同市上須頃(一般国道8号との交点)まで
県道長岡栃尾巻線	加茂市寿町(一般国道403号との交点)から同市大字加茂(一般国道403号との交点)まで
県道新発田津川線	新発田市五十公野(市道七軒町下川原線との交点)から東蒲原郡阿賀町白崎(一般国道49号との交点)まで
県道新発田津川線	東蒲原郡阿賀町川口(白川道路事業起点)から同郡同町吉津(一般国道49号との交点)まで
県道新潟村松三川線	東蒲原郡阿賀町谷沢(県道三川インター線との交点)から同郡同町黒岩(一般国道49号との交点)まで
県道塩沢大和線	南魚沼市長森(市道長森下村線との交点)から同市麓(一般国道291号との交点)まで
県道佐渡一周線	佐渡市沢崎(市道沢崎線との交点)から同市江積(市道小木半島巡環線との交点)まで
県道燕分水線	燕市蔵関(県道桜町小池線との交点)から同市下栗生津(一般国道116号との交点)まで
県道鯨波宮川線	刈羽郡刈羽村大字井岡(市道柏崎内方井岡線との交点)から同郡同村大字刈羽(一般国道116号との交点)まで

県道上越高田インター線	上越市大字島田(一般国道18号との交点)から 同市大和3丁目(県道上越脇野田新井線との交点)まで
県道南長岡停車場線	長岡市千歳1丁目(市道東幹線1号線との交点)から 同市東大町(一般国道17号との交点)まで
県道中条乙線	胎内市羽黒(一般国道7号との交点)から 同市本郷(県道笹口浜中条線との交点)まで
県道辰巳中興線	佐渡市八幡(一般国道350号との交点)から 同市八幡(市道八幡幹線3号線との交点)まで
県道米倉板山新発田線	新発田市新富町1丁目(一般国道290号との交点)から 同市本町1丁目(県立新発田病院)まで
県道綱代浜新発田線	北蒲原郡聖籠町諏訪山(町道山諏訪山蓮濁線との交点)から 同郡同町大夫(県道新潟新発田村上線との交点)まで
県道島見新発田線	北蒲原郡聖籠町藤寄(一般国道7号との交点)から 同郡同町大夫興野(一般国道113号との交点)まで
県道大面保内線	三条市月岡4丁目(三条市総合運動公園)から 同市東大崎2丁目(一般国道289号との交点)まで
県道黒俣越後下関停車場線	岩船郡関川村大字上関(一般国道113号との交点)から 同郡同村大字下関(関川村役場)まで
県道笹口浜中条線	胎内市笹口浜(一般国道113号との交点)から 同市本郷(県道中条乙線との交点)まで
県道坂井猪子場新田線	三条市猪子場新田(市道工業団地線との交点)から 同市猪子場新田(一般国道8号との交点)まで
県道十日町千手線	十日町市本町6の1丁目(一般国道117号との交点)から 同市本町6の1丁目(道の駅クロス10十日町)まで
県道滝谷三和線	長岡市高畑町(一般国道17号との交点)から 同市上条町(市道東幹線7号線との交点)まで
県道金井畑野線	佐渡市千種(一般国道350号との交点)から 同市寺田(県道両津真野赤泊線との交点)まで
県道礼拝長岡線	柏崎市西山町内方(市道柏崎内方井岡線との交点)から 長岡市大積田代町(一般国道8号との交点)まで
県道桜町小池線	燕市大曲字長田(県道燕分水線との交点)から 同市小池(小池第二工業団地)まで
県道長岡中之島見附線	長岡市要町1丁目(一般国道404号との交点)から 同市殿町2丁目(一般国道352号との交点)まで
県道長岡中之島見附線	長岡市撰田屋町(市道宮内2号線との交点)から 同市要町1丁目(一般国道404号との交点)まで
県道長岡中之島見附線	長岡市高見町(市道東幹線76号線との交点)から 同市灰島新田(一般国道8号との交点)まで
県道塚野目代官島線	三条市塚野目6丁目(一般国道403号との交点)から 同市大宮新田(一般国道403号との交点)まで
県道三川インター線	東蒲原郡阿賀町谷沢(県道新潟村松三川線との交点)から 同郡同町あが野南(三川インターチェンジ)まで

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設けられる電柱（占有の制限を開始する日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有の制限を開始する日

令和6年12月20日